

令和6年第 7回  
総会  
7月

## 白井市農業委員会会議録

令和6年7月4日 開会

令和6年7月4日 閉会

## 白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年7月4日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者       なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和6年度第4次農地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月23日火曜日
- ・事前審査会(案) 7月30日火曜日  
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 8月6日火曜日  
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

大分暑くなって、熱中症が大分出ているみたいなこの頃ですから、皆さんも農作業に関しては、十分注意していただいて作業をやっていただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年7月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、6番、高宮正明委員、7番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

よろしく願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字十余一字並木下西側の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は4,631平方メートルのうち、1,179.32平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は農地転用で車両置場とするものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 農業委員1班班長、山崎です。

それでは、議案第1号、4条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番です。

当日は権利者の代理人の方が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から北東に3.7キロメートルに位置しております。

県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、第2種農地として判断いたします。

転用目的ですが、権利者の方は自動車修理業を営んでおり、修理や車検で、多くのお客様より自家用車等をお預かりして、仕事を行っています。

仕事柄、お客様の大切な資産である自動車等も盗難等の被害防止のため、自動車工場内でお預かりすること、また、安全面を考慮して、当該申請地を車両置場として利用したいとのことです。

次に、一般基準ですが、本申請地は車両置場ということですが、申請面積は1,179.32平方メートルであり、事業計画との関係においては、面積妥当と思われます。

雨水についても、敷地外周に路堰堤を築き、敷地内浸透処理をして土砂等の流出を防ぎます。

周辺農地への支障ですが、近隣説明では特に問題はないとのことです。

また、申請土地は土地改良区ではありません。

また、権利者は農地法を理解せず、諸手続を行わず、農地法に違反し、既に工事を進めており、始末書が添付されております。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

事前審査会の内容については、班長と一緒にしておりますが、申請者と車両置場として利用します整備工場の役員は、申請者の三女に当たるそうです。

今回、まずもって、今回の申請が農地法に違反したことについて、始末書も提出しておりますが、深く反省しているとのことでございました。

先ほど説明したとおり、車両置場がかなり不足してしまっていて、今回、農地でありませぬ、実際の工場の真ん前にある土地を車両置場として、どうしても必要になったというところでございました。

説明については以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第4条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字十余一字並木下西側の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は4,631平方メートルのうち、561.82平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は転用を伴う使用貸借権の設定で、自宅用庭とするものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。  
山崎正司委員。

山崎正司委員 1班班長、山崎です。

それでは、議案第2号、5条申請に関わる調査報告を行います。

資料は2番です。

当日は、権利者、義務者の代理人の方が出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所から北東に3.7キロメートルに位置しております。  
県道に面している親族の経営している修理工場の敷地からの進入路を確保しております。

転用目的ですが、平成26年に新築いたしました、庭が狭く、子供の遊び場の確保のため、自宅北側の当該申請地を庭拡張のため申請した模様です。

次に、一般基準ですが、本申請地は庭拡張ということですが、申請面積は561.82平方メートルで、事業計画との関係においては面積妥当と思われま。

雨水の処理については、敷地外周に土堰堤で土の堰堤を築き、土砂等の流出を防ぎます。

周辺農地への支障ですが、特には問題ないとのこと。

また、申請後は土地改良区ではありません。

また、権利者は農地法を理解せず、諸手続を行わず、農地法に違反し、既に工事を進めており、始末書が添付されております。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願ひいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

今回、義務者また権利者とも会いまして、話を聞くことができました。

先ほども、前議案のときにも話したのですが、今回の申請については、始末書が提出してあるとおり、農地法に違反したことについて深く反省をしているということでございます。

実際、建物も建っておりまして、これについては、24年に分筆しているところで、庭についても、ある程度、分筆のときにしてあると思ったところもあったそうです。

まとめませんが、以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により別紙のとおり令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度第4次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、名内字上谷の4筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計で2,868平方メートルです。

設定する権利は、種類が使用貸借権。

内容が水稻。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は247アール、更新です。

2番、富塚字矢地川の2筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計で1,650平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が水稻。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は126アール、新規です。

3番、神々廻字前田の4筆です。

地目は田。

利用権設定面積は合計で1,731平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は70アール、更新です。

4番、木字大山の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計で1,725平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は106アール、更新になります。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2番については、新規ですので地区担当委員の説明がございます。

2番について、最適化推進委員の小林幸子委員お願いいたします。

小林幸子委員 地区推進委員の小林です。

利用権を設定する者に電話でお聞きしましたところ、この水田については、以前、

親の名義になっていたものを、利用権設定を受ける者に貸していたということなのですが、今回、両親が両方亡くなったことにより相続が発生しまして、その相続の関係で、ここできれいに整理がついたということで、改めて、また同じ方に水田の利用をお願いしたということでした。

それで、利用権設定を受ける者は、以前から、お米のほうを結構頼まれた方が田んぼを耕作しているので、実施できるということでした。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第4次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

続きまして、議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和6年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、根字笹塚の1筆です。

地目は畑、現況も畑でございます。

面積は751平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請のため。

7ページから9ページが、市長からの依頼文と委員さんへの通知文です。

2番、根字笹塚の2筆です。

地目は畑、現況も畑でございます。

面積は合計で2,151平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は生産緑地解除申請のため。

10ページから12ページが、市長からの依頼文と委員の皆さんへの通知文になります。

以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 本案件につきましては事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得のあっせんについて、買取希望者の有無について確認いたします。

1番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、1番について、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

2番について、買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、2番について、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項の(2)その他になります。

8月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが7月23日火曜日になります。

事前審査会は7月30日の火曜日、担当は第1班になりまして、新しい班長さん、よろしく願いします。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会につきましては、令和6年8月6日火曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長    本日の議案については、全て終わりました。  
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人